

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成30年1月1日現在（以下、平成30年。）の江東区の人口は、約51万3千人に達しており、増加傾向が続いている。過去5年で3万人以上増加し、東京23区内において、増加数・増加率ともに上位にあたる。

区南部のマンション建設、オリンピック・パラリンピックの開催等、今後も注目が集まるため人口の増加が続くことが予想される。

平成30年の年齢別の人口構造は、14歳までの年少人口が約6万6千人で全体の約13%、15～60歳までの生産年齢人口が約33万7千人で全体の約65.5%、老年人口が約11万人で全体の約21.5%となっている。人数は、いずれの年齢層でも増加傾向にあるが、全体を占める割合では、生産年齢人口に減少傾向が見られる。

江東区の地場産業は、木材、カットガラス、ニット等の製造業である。しかし、社会情勢の変動に伴う大型工場の移転、マンション建設の増加、都心部からの企業の転入等により、製造業のみならず、建設業、卸・小売業、各種サービス業、倉庫・運輸業、医療・福祉業等、区内企業や業種に変化が見られた。

平成28年の江東区内の事業所数は、約1万8千所で、平成24年に比べ、約250所減少した（経済センサス活動調査）。教育・学習支援業や医療・福祉業で増加したものの、製造業で約400所の減少があった。活性化策が必要であり、設備投資による生産性の向上が期待される。

平成28年の江東区内の従業員数は、約36万人で、平成24年に比べて約2万8千人増加した（経済センサス活動調査）。事業所数の減少と従業員数の増加が同時に見られるのは、小規模事業所が数多く減少し、雇用数の多い企業が区内に移転してきたことが原因と考えられる。オリンピック・パラリンピックの開催等により建設業で約3千5百人の増加が見られる反面、製造業は約4千人減少した。

今後、各種建設需要の減少が始まった際に、江東区の産業内で事業所数・従業員数ともに建設業と同程度の割合を占める製造業の衰退が続くことは、江東区内の産業全体の下降傾向を加速させることにつながるため、製造業を中心にして、生産性向上や設備投資による事業の活性化が強く求められる。

## (2) 目標

各業種において売上高の上昇傾向が見られるものの「景気の先行き不透明感の払拭」を求める声は根強い。加えて、江東区内の人口増加に反し、製造業をはじめとした事業所数の減少が進んでいるため、地域産業の活性化策も求められている。

江東区内の産業の競争力向上のためには、より多くの区内中小企業が、将来に向けた積極的な設備投資を計画し、実現することが有効である。

よって江東区では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、広く周知を図り、区内中小企業者の申請を促していく。中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

事業所数の減少や製造業従事者の減少が続く中、今後の成長を維持・発展させるためには、効率的な生産体制の構築が不可欠となる。そのため、この計画では、先端設備等導入計画を認定した事業所の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

江東区の産業は、地場産業はあるものの、近年、業種が多岐に渡る傾向があるため、本計画において対象とする設備は、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、経済産業省関係生産向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

江東区の産業は、臨海部のみならず、区内陸部の駅周辺など、区内に広く分散しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、江東区全域とする。

## (2) 対象業種・事業

江東区の産業は、製造業、建設業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が江東区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、自動化を促進する新設備の導入、作業見直しや組織再編等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業は、公序良俗の観点から対象としない。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。この規定は、「江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項」に則したものであるとする。
- ・ 自己にかかる法人税、住民税、事業税その他の公租公課を滞納している中小企業は対象としないこと。
- ・ 先端設備等の設置及び使用に際しては、江東区環境基本条例や江東区都市景観条例その他の法令の定めを遵守すること。
- ・ 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合があります、認定を受けた者は、それに応じること。